

平成二十八年年度採用試験問題

【行政法】

Xは、Y県において、使用済自動車（自動車のうち、その使用を終了したものをいう。以下同じ。）の解体を行う事業（以下「解体業」という。）を行おうとして、Y県知事に対して、解体業の許可の申請（以下「本件申請」という。）を行った。この場合において、次の各小問に答えなさい。なお、1と2は独立した問題である。

1 Y県知事は、本件申請に対する処分に関する標準処理期間である四十日以内に申請書及び添付書類を審査したところ、本件申請は使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十二条第一項各号のいずれにも適合していると認められた。しかし、Y県知事は、環境保全協定の締結の努力義務を定めるY県産業廃棄物等の処理施設設置等の手続に関する条例の規定や、使用済自動車を解体する際に生ずる油漏れや油臭等による生活環境の悪化を懸念する周辺住民による反対運動を踏まえ、Xに対して、本件解体施設の設置を予定しているY県Z市の市長との間で環境保全協定を締結するよう求めた上で、環境保全協定の締結まで本件申請に対する処分を行わない方針とした。しかし、XとZ市長との間で、環境保全協定の内容をめぐる争いがあり、本件申請後六月の間にわたり度重なる交渉を行った後も、環境保全協定の締結に至らなかった。そこで、Xは、Y県知事に対し、環境保全協定の締結の求めに応じられないことを伝えた上で、本件申請に対する許可処分をするよう要請した。しかし、Y県知事は、XがZ市長と環境保全協定を締結し

ていないことを理由として、本件申請に対する処分を何ら行っていない。

この場合において、この状況に不満のあるXがY県知事に対してどのような訴訟を提起することが予想されるかを示した上で、これを提起した場合にXの主張が認められるかについて、適宜Y県知事の反論に言及しつつ、論じなさい。なお、Y県ではY県行政手続条例が制定されているが、その内容は行政手続法と同じであることを前提にして答えなさい。

2 本件申請に対する許可処分が、平成二十五年四月一日に行われ、その許可の期限は、平成三十年三月三十一日となった。あわせて、XはZ市長との間で環境保全協定を締結するに至った。同協定では、使用済自動車を解体する際に生ずる油漏れや油臭等による生活環境の悪化を懸念する周辺住民に配慮し、本件解体施設の使用期限を平成二十八年三月三十一日とし、その使用期限を超えて本件解体施設において使用済自動車の解体を行ってはならない旨を規定した。しかし、Xは平成二十八年四月一日以降も引き続き本件解体施設において使用済自動車の解体を行っており、Z市長はこれをやめさせたいと考えている。

この場合において、Z市長がXに対してどのような訴訟を提起することが予想されるかを示した上で、これを提起した場合にZ市長の主張が認められるかについて、適宜Xの反論に言及しつつ、論じなさい。

◎参照条文

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 1～12 (略)

13 この法律において「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて第六十条第一項の許可を受けた者をいう。

14～17 (略)

(解体業の許可)

第六十条 解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3・4 (略)

(許可の基準)

第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認める

ときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律（…略…）の規定に違反し（…略…）、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第六十六条（…略…）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（…略…）

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

又 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

2 (略)

(廃業等の届出)

第六十四条 解体業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 四 (略)

五 その許可に係る解体業を廃止した場合 解体業者であつた個人又は解体業者であつた法人を代表する役員

(許可の取消し等)

第六十六条 都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分^二に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為^二をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為^二をすることを助けたとき。

二 (略)

三 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四 第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）（抄）

（許可の更新期間）

第四条 法第六十条第二項及び第六十七条第二項の政令で定める期間は、五年とする。

○Y県産業廃棄物等の処理施設設置等の手続に関する条例（抄）

（目的）

第一条 この条例は、産業廃棄物等の処理施設設置等を行おうとする者と関係住民等との間で円滑に合意が形成されるための手続を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

（環境保全協定の締結）

第十条 事業者は、地域団体又は関係市町村の長との間において、産業廃棄物等の処理施設設置等に関し、生活環境の保全のために必要な事項に関する協定を締結するよう努めなければならない。

※ 「事業者」とは、産業廃棄物等の処理施設設置等を行おうとする者をいう。

※ 「産業廃棄物等の処理施設設置等」には、解体業の用に供する施設の設置も含まれるものとする。